

訓練の実施概要

1 今回の訓練の特色

第45回九都県市合同防災訓練は、「災害対策基本法」及び「第45回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、関東大震災以降災害の都市型災害となった阪神・淡路大震災及び未曾有の大災害となった東日本大震災や能登半島地震等から得られた教訓を生かして、次の8点を重点に地域の実情に応じた訓練を実施した。

- (1) 都市の過密化や土地の高度利用により多様化する都市型災害に対応した訓練
- (2) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」及び国や区市町村、指定地方公共機関等の各種相互応援協定に基づき、応援派遣や救援物資輸送等の広域的な訓練
- (3) 住民、自主防災組織及び行政機関が協力した避難所の開設・運営訓練
- (4) 発災時の応急対策に支障を来さないように、道路における車両等の通行を禁止するなど実践的な道路交通対策訓練
- (5) 地震により陸路が途絶した想定のもとで、海・河川及び空路を震災時における重要な輸送路と位置づけを行うとともに、船舶や航空機等を活用した救援物資緊急輸送訓練
- (6) 帰宅困難者対策として、鉄道機関、警察機関と連携し大規模ターミナルでの駅混乱防止及び避難誘導訓練
- (7) 九都県市地域の事業所、NPO法人、ボランティア団体等における、その責務と役割に応じた実践的な訓練
- (8) 災害時要配慮者の訓練への参加

2 実施日及び場所

都県市名	訓練日	会場
埼玉県	10月20日(日)	日高総合公園(日高市大字高萩1500番地)ほか
千葉県	10月20日(日)ほか	大原中学校(いすみ市大原7400-12)ほか
東京都	9月1日(日)ほか	都立城北中央公園(練馬区氷川台1丁目3-1)ほか
神奈川県	11月23日(土・祝)	神奈川県総合防災センター・消防学校(厚木市下津古久280)
横浜市	9月29日(日)	長坂谷公園(横浜市緑区寺山町745番1号)
川崎市	9月1日(日)	川崎市麻生区内(麻生水処理センター、市立柿生小学校)
千葉市	9月1日(日)ほか	イオンモール幕張新都心(千葉市美浜区豊砂1番1号)ほか
さいたま市	9月1日(日)ほか	荒川総合運動公園(さいたま市桜区大字在家591番地)
相模原市	9月1日(日)	相模総合補給廠一部返還地(相模原市中央区)

※大規模な台風第10号の接近に伴い、一部会場・日程の訓練を中止した。

3 発災対応型訓練

(1) 広域応援・受援訓練

九都県市相互及び防災関係機関等との連携・協力体制の充実を図るため、各種相互応援協定に基づく訓練を実施した。

ア 人員・資機材等の応援訓練

受援都県市	応援都県市	応援内容
千葉県	千葉市	千葉市消防局ヘリコプターによる知事搬送訓練、上空からの情報収集訓練
東京都	埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	川口市消防局・印西地区消防組合消防本部・小田原市消防本部・横浜市消防局・川崎市消防局・千葉市消防局・さいたま市消防局・相模原市消防局による救出救助訓練
神奈川県	川崎市	川崎市消防局による吊り上げ救助訓練
さいたま市	埼玉県	埼玉県警航空隊による上空偵察訓練 埼玉県防災航空隊による救出訓練
相模原市	神奈川県	神奈川県 県警本部航空隊による情報収集訓練

イ 救援物資緊急輸送訓練

九都県市災害時相互応援に関する協定に基づく、救援物資の受け入れのため陸上輸送に対応する救援物資集積拠点の開設・運営を行った。

応援都県市	受援都県市
千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	埼玉県
埼玉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	千葉県
埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	神奈川県
埼玉県・千葉県・神奈川県・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市	横浜市
埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・千葉市・さいたま市・相模原市	川崎市
埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・さいたま市・相模原市	千葉市
埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	さいたま市
埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市	相模原市

ウ その他九都縣市以外の機関との連携訓練

受援都縣市	応援機関及び応援内容
埼玉県	1 日高市防災協定締結自治体（北海道日高町、兵庫県豊岡市、和歌山県日高町、高知県日高村、千葉県袖ヶ浦市、奈良県香芝市、東京都羽村市、神奈川県大磯町、埼玉県所沢市、飯能市、狭山市、入間市、鶴ヶ島市）による救援物資緊急輸送訓練 2 近隣市町の消防本部（局）（川越地区消防局、入間東部地区事務組合消防本部、西入間広域消防組合消防本部、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部、埼玉県南西部消防局）による救出救助訓練
東京都	関西広域連合からの救援物資受入れ訓練 ※中止

(2) 災害対策本部訓練

職員非常参集、災害対策本部設置・運営、情報受伝達の訓練を実施した。

(3) 情報伝達・広報訓練

広報車、防災行政無線、ヘリコプター等による情報伝達に加え、ソーシャルメディア、モバイルやドローン等を活用し、被害状況等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施した。

(4) 避難・救護活動

地域と消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関が連携・協力して、道路の損壊や橋梁の倒壊等により孤立した地域の住民等に対し、安全な場所への避難誘導、倒壊家屋からの救出・救護や高層建物、車両内等からの救出・救護等を実施した。

(5) 火災防御訓練

住民が消火器等を使用して初期消火を行うとともに、事業所や消防機関が連携・協力して、建物等から発生した火災を鎮圧する火災防御訓練を実施した。

(6) 交通対策訓練

警察、土木担当部局及び関係団体等の相互連携のもとに、車両等の通行を禁止するなどして、緊急交通路の確保等を実施した。

(7) 多数遺体取扱訓練

大規模災害発生時における適切な遺体取扱方法を理解するとともに、関係機関との連携を相互に確認・検証した。